

管内医療法人理事長 様

長野県大町保健所長

医療法人に関する病院・診療所の経営情報の報告の義務化について（通知）

このことについて、医療法が改正され、医療法人に関する情報の調査及び分析等を行う新たな制度が8月1日から施行されることに伴い、医療法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第100号）が公布されました。

これらを踏まえて、本制度の趣旨を明確化するとともに、運用に当たり留意すべき点等について、下記のとおり厚生労働省から通知がありましたので、内容について御了知いただきますようお願いいたします。

記

1 概要

別添の厚生労働省のリーフレットをご覧ください。

2 内容等

- (1) 令和5年8月以降に決算期を迎える法人から病院・診療所ごとの経営情報を都道府県（保健所）に報告をお願いします。

報告方法は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）で報告することができますが、これまでの事業報告書等の報告と同じく紙媒体によるご提出も可能です。

【厚生労働省通知】

- 医療法人に関する情報の調査及び分析等について（医政局長通知）
- 「医療法人に関する情報の調査及び分析等」の取扱いについて（医政局医療経営支援課通知）

- (2) 事業報告書等の様式について、8月1日以降に決算期を迎える医療法人は変更後の様式となりますので、提出される際はご確認ください。

なお、旧様式にて法人内の決定プロセスを経ている場合は、あらためて差し替えていただく必要はありません。

【厚生労働省通知】

- 医療法人における事業報告書等の様式について（医政局指導課長通知）
- 「医療法人における事業報告書等の様式について」の一部改正について（医政局医療経営支援課長通知）

- (3) 掲載ホームページ

厚生労働省のホームページを適時ご確認ください。
当所のホームページからもリンクを貼ってあります。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/omachiho/somu/iryokankeitsuuchi.html>

ホーム > 大町保健福祉事務所 > 総務課 > 医療関係通知

(G-MISでの報告方法について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00006.html

厚生労働省ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 健康・医療> 医療
> 医療法人・医業経営のホームページ> 医療法人における医療機関等情報支援システム

(経営情報の報告について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00005.html

厚生労働省ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 健康・医療> 医療
> 医療法人・医業経営のホームページ
> 医療法人に関する情報の調査及び分析等について

(問合せ先)

長野県大町保健所（総務課） 小坂
〒398-8602 大町市大町 1058-2
電話 0261-23-6525 FAX0261-23-2266
E-mail: omachiho-somu@pref.nagano.lg.jp